

大阪狭山市 道路占用工事に伴う舗装復旧基準

○舗装復旧に係る現地立会、報告について

- ・施工者は、舗装の仮復旧が完了した段階で速やかに本市道路グループへ連絡し、本復旧の現地立会の日程を調整すること。
- ・舗装の本復旧の際には、工事写真(施工前、掘削断面、施工後:寸法付き)を撮影し、完了後速やかに本市道路グループまで届け出ること。

○影響範囲について

- ・申請の施工図面を参考に、掘削深さの1/2を影響範囲とする。
(例:深さ2mの場合は影響範囲1mとなる)
- ・掘削深さが1m以下の場合でも、最低50cmは影響範囲を設けるものとする。

○本復旧範囲について

- ・道路幅(アスファルト舗装面)が4m以下の場合、影響範囲に関わらず全幅とする。
- ・道路幅が4メートル以上の場合
 - ①影響範囲を含め、復旧箇所が道路幅の1/2を越えない場合は半幅とする。
 - ②影響範囲を含め、復旧箇所が道路幅の1/2を超える場合は全幅とする。
- ・復旧の延長は最低2mとする。

○その他

- ・仮復旧が完了した際には、埋設物の名称(ガス、下水等)を復旧部分に示しておくこと。
- ・復旧の断面については、裏面を参考とし、現況復旧とする。
- ・複数の掘削が近接している場合は、一体の復旧とするために影響範囲以上の復旧を指示する場合がある。
- ・新舗装(3年以内)を施工した場合は、影響範囲以上の復旧を指示する。
- ・復旧範囲内に路面標示等(グリーンベルト、カラー化交差点含む)がある場合は、それらも全て現況復旧するものとする。
- ・交差点内を掘削する場合は原則交差点の全面復旧とする。
- ・本復旧完成後に、その復旧方法等に瑕疵が認められる場合には本市の指示(手直し等)に従うこと。
- ・復旧箇所及びその周辺の状態に応じ、本市より別途指示がある場合はその指示に従うこと。
- ・その他特別な事情があると認められる場合には、上記の限りではないが、その場合は事前に本市道路グループと協議すること。

復旧断面図

